

多様な職業能力開発の機会を確保すること  
(施策番号 V-1-1)

添付資料

# 離職者等再就職訓練事業（委託訓練）の概要

国と都道府県等が委託契約を結び都道府県等が事業の実施主体となって、民間教育訓練機関や学校教育機関等の多様な教育資源を活用し、離職者の多様なニーズに応じた職業訓練を実施することにより、早期の就職を支援するもの。

## 厚生労働省

- 能力開発政策の方針や全国計画の策定
- 都道府県等の訓練実施計画の確認・予算の交付

委託契約

## 都道府県等（職業能力開発校）

職業能力開発促進法  
第15条の7第3項に基づき実施

- 地域の雇用情勢等を踏まえ訓練実施計画の作成、予算編成
- 個々の離職者の多様なニーズに応じた委託訓練コースの設定・委託訓練実施機関の調達
- 巡回就職支援指導員等の配置（委託訓練の委託先を巡回訪問し、効果的な就職支援を行うための必要な助言、指導）

委託契約

## 委託訓練実施機関（民間教育訓練機関等）

### <主な訓練コース>

- ① 知識等習得コース（訓練期間3カ月 委託費上限：5万円+就職率に応じ1~2万円）  
（早期再就職に必要な知識と技能を習得する職業訓練（経理事務科、情報処理科、介護実務者科など））
  - ② 短期高度人材育成コース（訓練期間1年未満 委託費上限：12万円）  
（成長分野等における中核人材を目指す職業訓練）
  - ③ 長期高度人材育成コース（訓練期間1年以上2年以下 委託費上限：12万円+定着に応じ5万円 ※一部例外有）  
（国家資格の取得やITSSレベル3以上の資格の取得などを目指す職業訓練）
- ※①は、この事業のために受講者を集める集合型、②③は、実施機関が一般向けに開設している教育訓練に一員として入校させることも可能。

求職申込み

離職者

職業相談

受講  
あっせん

ハローワーク

職業紹介

就職

企業

訓練  
修了



# 雇用型訓練を活用する企業に対する支援等の実施

29年度予算額 2,397,745千円(2,450,081千円)

- ジョブ・カードは、改訂日本再興戦略2014等を踏まえ、平成27年10月より、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に位置づけられるとともに、個人のキャリアアップや多様な人材の円滑な就職等を促進することを目的として、生涯を通じたキャリア・プランニング及び職業能力証明のツールとして位置づけ、キャリアコンサルティング等の個人への相談支援のもと、求職活動、職業能力開発等の各場面における活用を促進することとしている。
- 「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月2日閣議決定）においても「若者の能力開発、キャリア形成を進めるため、ジョブ・カードの活用を促進する」こととされている。
- 雇用型訓練を活用する企業支援及びジョブ・カード制度を推進するための取組として以下の事業を実施することにより、企業や学校等におけるジョブ・カードの一層の普及促進を図り、ひいてはより一層効果的な労働者等の能力開発、キャリア形成支援を推進する。

## 【雇用型訓練を活用する企業に対する支援等の実施】 29年度予算額 2,116,894千円（2,309,988千円）

### 1 事業内容

- ① ジョブ・カードを活用した雇用型訓練実施企業の開拓、当該企業へのジョブ・カードの作成・キャリアコンサルティングの実施等に係る支援
- ② ジョブ・カードを活用した労働者の実務経験の評価を実施する企業の開拓・支援
- ③ 在職労働者にジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティング等を実施する企業の開拓・支援
- ④ これらの取組の効果を高めるため、雇用型訓練実施企業の業種・職種別の好事例集を取りまとめ活用するとともに、雇用型訓練実施企業に対するフォローアップ（正社員化した者の定着支援、正社員化に至らなかった要因分析等）を実施する。

### 2 支援の体制

- ① 中央ジョブ・カードセンター（1箇所） 総括担当者1名、担当者3名、賃金職員1名
- ② 地域ジョブ・カードセンター（47箇所） 総括担当者47名、担当者47名、制度推進員212名、キャリアコンサルタント94名
- ③ 地域ジョブ・カードサポートセンター（64箇所） 総括担当者64名、制度推進員128名、キャリアコンサルタント64名

## 【ジョブ・カード制度の推進】 29年度予算額 223,690千円（140,093千円）

- ① ジョブ・カード制度推進会議の設置・運営
- ② ジョブ・カード制度の周知・広報等
- ③ 地域ジョブ・カード運営本部の設置・運営
- ④ ジョブ・カード制度総合サイトの運営・改修

ジョブ・カード制度総合サイトを運営するとともに、学生にとって効果的な就職活動支援機能の充実、ジョブ・カード作成支援ソフトウェアにおける入力補助機能の改善、自己分析機能の充実、総合サイトの構成内容の改善、企業におけるジョブ・カード管理機能の提供等に関する改修を行う。

## 【ジョブ・カードの企業・学校における効果的活用方策の開発に係る調査研究】【新規】 29年度予算額 57,161千円（0千円）

企業や学校におけるジョブ・カードの効果的な活用促進に向け、活用事例を把握の上、企業・学校における具体的活用方策の検討・開発（現場での試行実施を含む。）の上、今後のジョブ・カードそのものの改善策等にも結びつけを図るため、シンクタンク等に委託し、企業や学校におけるジョブ・カードの活用事例の把握・分析、非正規雇用労働者の同一業界内でのキャリアアップ及び学生の円滑な就職等に資するジョブ・カードの活用方策の検討・開発（企業及び学校における試行実施を含む。）及びこれを踏まえたジョブ・カードの改善策の提案を行う。

# 平成28年度 キャリア形成促進助成金

職業訓練などを実施する事業主等に対して訓練経費や訓練中の賃金を助成し、労働者のキャリア形成を効果的に促進

支給対象となる訓練	対象	助成内容	助成率・助成額等 注：( )内は中小企業以外
<b>①雇用型訓練コース(☆) → 訓練効果の高い雇用型訓練について助成率を上乗せ</b>			
・特定分野認定実習併用職業訓練	中小企業以外 中小企業 事業主団体等	・建設業、製造業、情報通信業その他高度で実践的な訓練の必要性の高い分野(特定分野)に関する認定実習併用職業訓練(厚生労働大臣の認定を受けたOJT付き訓練)	経費助成： ・特定分野認定実習併用職業訓練 → 2/3(1/2) ・認定実習併用職業訓練 及び 中高年齢者雇用型訓練 → 1/2(1/3) 賃金助成：800(400)円 OJT実施助成：700(400)円
・認定実習併用職業訓練	中小企業以外 中小企業	・厚生労働大臣の認定を受けたOJT付き訓練	
・中高年齢者雇用型訓練	中小企業以外 中小企業	・訓練直前に2年以上継続して正規雇用の経験のない中高年齢新規雇用者を対象としたOJT付き訓練	
<b>②重点訓練コース(☆) → 労働者にとってキャリア形成の必要性及び生産性向上効果が高い訓練内容について助成</b>			
・若年人材育成訓練	中小企業以外 中小企業	・採用後5年以内で、35歳未満の若年労働者への訓練	経費助成：1/2(1/3) 【2/3(1/2)※】 賃金助成：800(400)円 ※育休中等に係る訓練の場合
・熟練技能育成・承継訓練		・熟練技能者の指導力強化、技能承継のための訓練、認定職業訓練	
・成長分野等・グローバル人材育成訓練		・成長分野や、海外関連業務に従事する人材育成のための訓練	
・中長期的キャリア形成訓練		・厚生労働大臣が専門実践教育訓練として指定した講座	
・育休中・復職後等人材育成訓練		・育児休業中・復職後・再就職後の能力アップのための訓練 (訓練時間10時間以上)	
<b>③一般型訓練コース</b>			
・一般企業型訓練	中小企業	・①、②以外の訓練 ・セルフ・キャリアドックの実施(定期的なキャリアコンサルティングの機会の確保)を要件とする。	経費助成：1/3 賃金助成：400円
・一般団体型訓練	事業主団体等	・事業主団体等が行う訓練(①若年労働者を対象とする訓練 ②熟練技能者の指導力強化及び技能継承のための訓練 ③育休中等の能力アップのための訓練 ④生産性向上のための訓練)	経費助成：1/2 【2/3※】 ※育休中等に係る訓練の場合
<b>④制度導入コース → キャリア開発の効果の特に高い制度導入に定額助成 ※実施助成成分の助成額は制度導入助成に統合</b>			
・教育訓練・職業能力評価制度	中小企業以外 中小企業	・従業員に対する教育訓練か職業能力評価を、ジョブ・カードを活用し計画的に行う制度を導入し、適用した場合に助成。	50万円(25万円)
・セルフ・キャリアドック制度		・一定の要件を満たしたセルフ・キャリアドック制度を導入し、適用した場合に助成。	
・技能検定合格報奨金制度		・技能検定に合格した従業員に報奨金を支給する制度を導入し、適用した場合に助成	
・教育訓練休暇等制度		・教育訓練休暇制度又は教育訓練短時間勤務制度を導入し、適用した場合に助成。	
・社内検定制度		・社内検定制度を導入し、実施した場合に助成	
・事業主団体助成	事業主団体等	・構成事業主の従業員に対する教育訓練制度、職業能力評価制度、業界検定、教育訓練プログラムを開発し、構成事業主を支援した場合に助成。	2/3

(☆付きコース対象) 若者雇用促進法に基づく認定事業主又はセルフ・キャリアドック制度導入企業については、助成率を1/2のものを2/3、1/3のものを1/2にそれぞれ引き上げ

# 技能検定制度の概要

- 技能検定制度は、労働者の有する技能を一定の基準によって検定し、これを公証する国家検定制度。職業能力開発促進法に基づき昭和34年度から実施。
- 職種ごとに、等級(1～3級など)に区分して、実技試験と学科試験により実施。技能検定に合格した者は、「技能士」(延べ約602万人)と称することができる(名称独占資格)。

<平成29年4月1日現在>

実施主体	職種数	実績 (平成27年度)	代表的な検定分野・職種
都道府県	111職種	受検者数：約20万人 合格者数：約12万人	○主にものづくり技能分野 (製造分野) 旋盤など (建設分野) 建築大工、塗装など
指定試験機関 (民間機関)	15職種	受検者数：約51万人 合格者数：約15万人	○主にサービス技能、知的専門職分野 ファイナンシャル・プランニング、 調理、レストランサービス
(合計)	126職種	受検者数：約71万人 合格者数：約27万人	—

# 「セルフ・キャリアドック導入支援事業」の取組み概要

- 「日本再興戦略」改訂2015」等に基づき、平成28年度より2年計画で実施中。
- 28年9月現在、本事業の趣旨に賛同し、社内でのキャリアコンサルティングの導入に取り組み、その成果・課題検証等に協力する「モデル企業」(14社)の選定等が終了。順次、社内でのキャリアコンサルティングの仕組み導入の上、取組み開始。

## セルフ・キャリアドック導入支援 事業推進委員会



(キャリアコンサルティング、人事労務の有識者より構成:  
座長 花田光世 慶應義塾大学名誉教授)

## 社内キャリアコンサルティング導入に取り組むモデル企業(14社)

業種: 建設・製造・情報通信・卸小売・医療福祉・飲食等サービス  
規模: 大企業9社・中小企業5社

### 【各社の人事政策上の課題例】

- 建設業A社: 経営体質強化のための幹部候補養成
- 飲食業B社: パート女性社員の正社員登用
- 医療C病院: 介護職員の定着率向上
- これら課題に対応した人材育成支援に取り組む計画

報告等

助言・支援

## 平成28年度

### セルフ・キャリアドック 導入支援セミナー(10月)

- モデル企業の募集
- 事業の周知、啓発
- 東京・大阪あわせて  
259社315名参加。参加者の圧倒的多数は中小企業を含む企業人事担当役員で、取り組みへの企業関係者の関心の高さが示されたところ

### 導入キャリアコンサルタント等 研修(11月)

- キャリアコンサルティングの実施者に対する事前研修
- ・本事業の概要・手続き
- ・企業診断ツールを活用した人材育成改善支援の手法
- ・キャリアコンサルティングの面談プロセス・技法の共有
- 「セルフ・キャリアドック」の具体的手法を形式知化した研修プログラム・教材の祖型が完成

## 平成29年度

### セルフ・キャリアドックの実施 (平成28年11月～平成29年9月)

- 各モデル企業のプラン(目標等)策定
- ↓
- 社内規定の整備
- ↓
- 社内キャリアコンサルティングの実施
- ↓
- 実施効果の検証
- ↓
- 委員会の助言に基づく改善 等

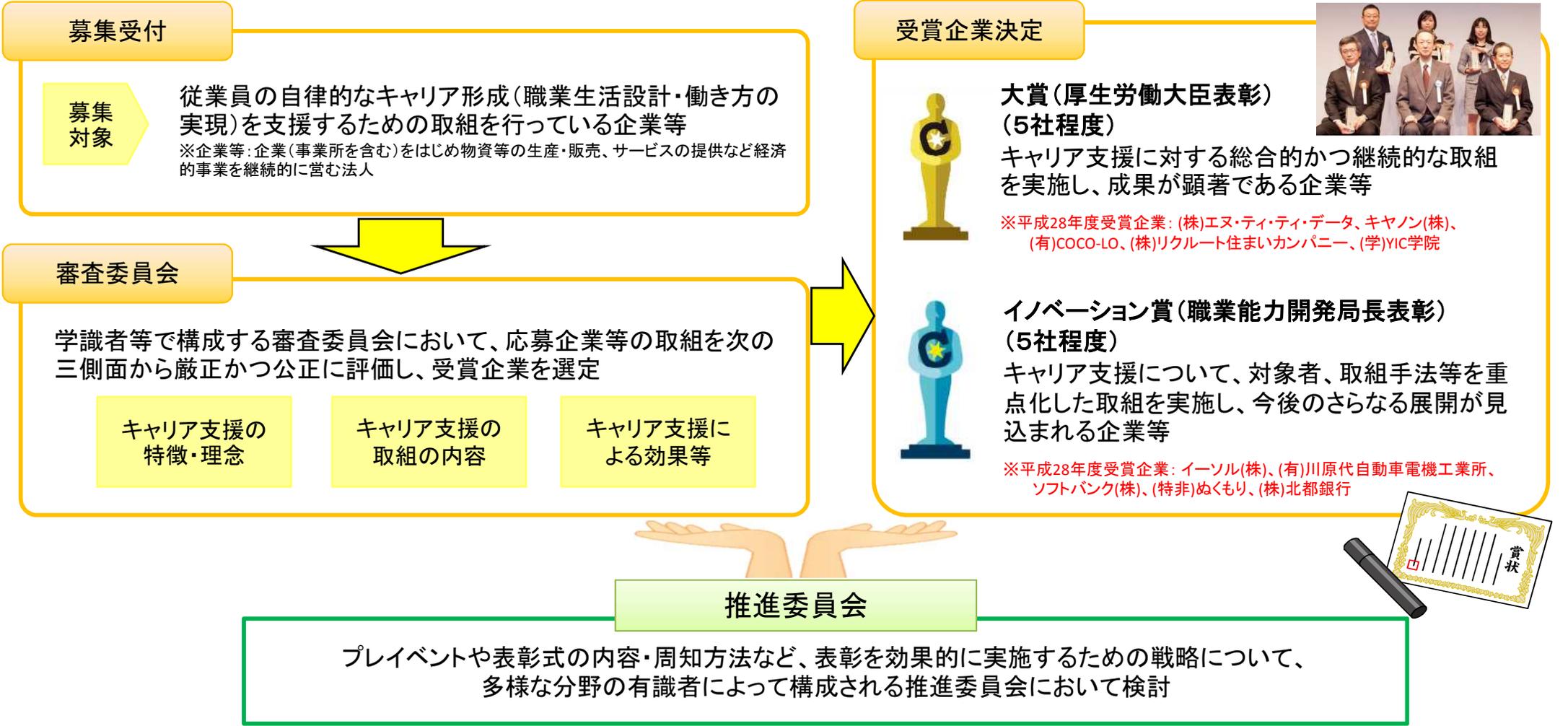
### 導入マニュアル等 作成 (29年度末まで)

- 実施結果の報告
- 業種・規模等の企業特性も踏まえた導入マニュアル、モデル就業規則等の開発
- セルフ・キャリアドックのあり方等の提言等

30年度以降 マニュアル等による普及

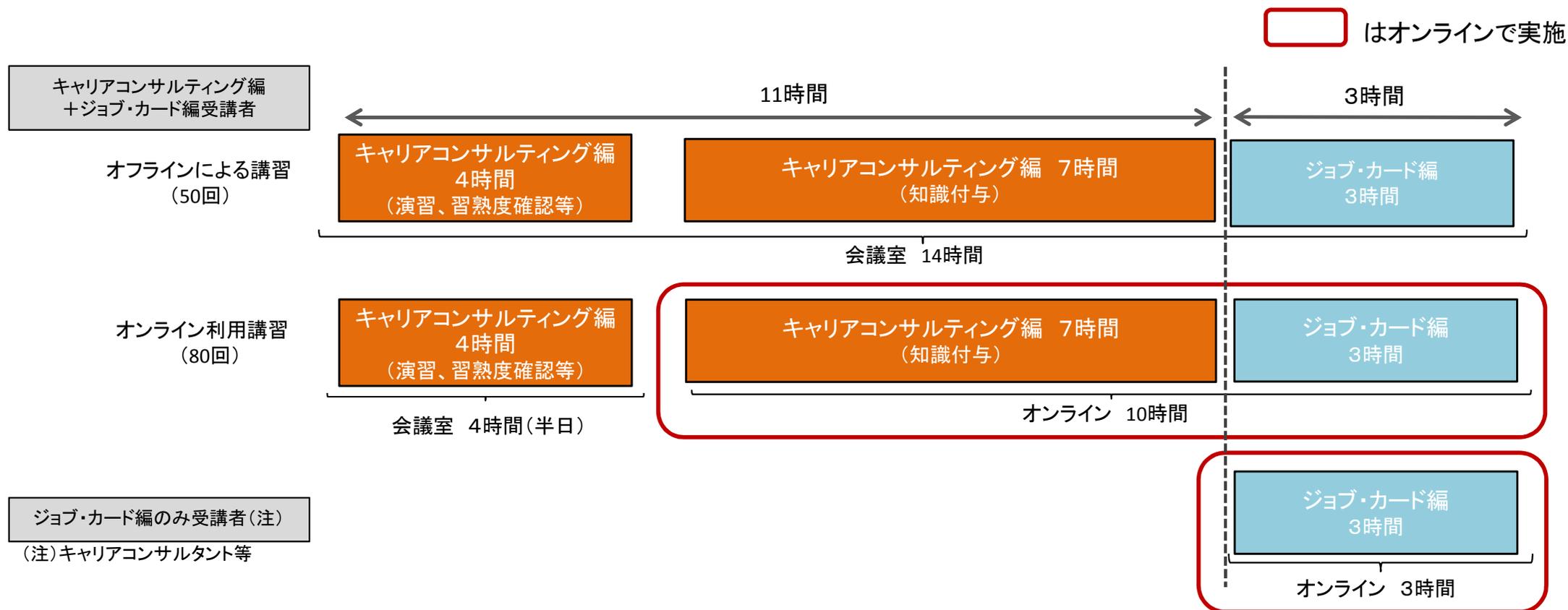
# 「グッドキャリア企業アワード」について

- 「グッドキャリア企業アワード」は、従業員の自律的なキャリア形成支援について他の模範となる取組を行っている企業を表彰し、その理念や取組内容などを広く発信することにより、キャリア形成支援の重要性を普及・定着させることを目的に実施。
- 平成24年度から27年度までは「キャリア支援企業表彰」として実施していたが、より多くの人や企業に浸透させることを目的に、平成28年度より呼称を変更するとともに、受賞企業が用いるシンボルマークを新たに定めるなど、拡充。



# ジョブ・カード講習等の実施

- 平成27年10月から施行された新ジョブ・カード制度においては、ジョブ・カードを「生涯を通じたキャリア・プランニング」及び「職業能力証明」のツールとし、キャリアコンサルティング等の個人への支援のもと、求職活動、職業能力開発などの各場面において活用することとされた。
- ジョブ・カードを「生涯を通じたキャリア・プランニング」及び「職業能力証明」のツールとして活用するためには、ジョブ・カードの作成を支援する者が質の高いキャリアコンサルティングを行うことが重要であることから、ジョブ・カードの作成支援に必要な知識・技能を付与する講習を実施し、新ジョブ・カード制度の適切な運営を担う「ジョブ・カード作成アドバイザー」を養成する。
- 平成28年度に引き続き、平成29年度においても、講習のレベルを維持しつつより効率的に講習を実施するため、講習のうち実習以外の講義部分については原則としてオンラインによる受講とする。



※ オンラインによる講習は、ジョブ・カード編については平成27年10月より実施、キャリアコンサルティング編については平成28年10月より実施予定。

※ 職業能力開発促進法第30条の3に基づくキャリアコンサルタントは、ジョブ・カード講習を受講しなくてもジョブ・カードの作成支援が可能。

# 中長期的なキャリア形成を支援するためのキャリアコンサルタント向け研修等の実施

## 目的

中長期的なキャリア形成を支援するために平成26年10月より創設された専門実践教育訓練給付金の支給にあたっては、本人のキャリアアップに資する教育訓練の受講を促し、当該教育訓練給付金を効果的かつ適正に給付するため、教育訓練の受講前にキャリアコンサルティング（訓練前キャリアコンサルティング）を実施することとしている。（事業主から承認を受けて教育訓練を受講する者は除く。）

訓練前キャリアコンサルティングに従事する訓練対応キャリアコンサルタントは、一般的な知識・スキルに加え、職業訓練や職業・資格等の知識を幅広く身に付けている必要があることから、職業訓練や職業・資格等の必要な知識を付与するための研修を行う。

## 概要

### ○実施方法

- ・オンライン上での研修（修了課題含む）
- ・研修修了後、修了証を交付

### ○カリキュラム

- ・職業訓練や職業・資格等の必要な知識を付与
- ・全27時間（標準受講期間9日間）

### ○受講対象者

訓練前キャリアコンサルティングに従事する意思があるキャリアコンサルタント